

病後児保育利用規約

病後児保育室「みんと」

本利用規約(以下「本規約」という)は、社会福祉法人 大分県福祉会 滝尾保育園が運営する、「病後児保育室みんと」(以下「本施設」という)を、ご利用になる場合に適用します。

1、目的

病気回復期であるものの、集団保育が困難な子どもを一時的に預かる業務を行うことにより、地域の育児支援を目的とします。

2、看護・保育の方針

医師、看護師、保育士が連携して、子どもの病気・症状に合った適切な看護・保育を行い、安心・安全に過ごすことができるよう配慮します。

尚、本施設は、園の嘱託医である、医療法人かなや小児科医院 金谷 能明先生と連携・協力して看護・保育を行うものとします。

3、病後児保育の対象

1. 医療機関受診後の子ども(「病後児保育室「みんと」利用申請書」持参に限る)
2. 大分県内に居住している子ども
3. 生後8か月から小学校6年生までの子ども
4. 病気の回復期であるものの、学校、保育園、幼稚園などでの集団保育が困難なため、医療機関により「本施設」の利用許可が出た子ども
5. 1～4に加え、保護者が就業、傷病等、社会通念上やむを得ないと認められる事由により、保育ができない子ども

4、お預かりできる受け入れ範囲

- ◎ 医師による、病後児保育室利用申請書に記入された指示のもとに病後児保育を実施致します。
- ・ 利用時の体温が38度未満であること。
- ・ 水分補給が可能であり、普段通りの食事がほぼ摂れる状態であること。
- ・ 連続した嘔吐や下痢がない状態であること。

5、利用方法

(1)利用時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分とする。

休業日は、原則として、土曜日・日曜日・祝日・お盆の期間(8/13～8/15)・年末年始休業日(12/28～1/3)とする。ただし、諸事情により休業する場合は、ホームページ等で知らせる。

(2)利用定員

1日あたり、定員は5名とする。ただし、園長の裁量に基づき定員を一時的に増減させる場合がある。

(3)予約の方法

①利用前日までに、電話連絡し、空き状況の確認をする。

②医療的機関を受診し、医師に「病後児保育利用申請書」を記入してもらう。

※「病後児保育室「みんと」利用申請書」は本施設に取りに来るか、本園 HP からダウンロードする。

③電話で予約をする。

※予約のキャンセルは利用当日の午前7時30分までとする。

※予約が満杯の際は、必要に応じてキャンセル待ちの申し込みをする。

◎詳しくは、別紙「病後児保育室「みんと」ご利用方法」を参照してください。

(4)必要書類

◎利用当日に提出してください。

- ・ 病後児保育室「みんと」利用申請書(医師が記入)
- ・ 「みんと」が定めた必要書類(利用登録用紙、れんらくノート)

※アレルギー疾患のあるお子さまにつきましては、病後児保育室でお預かりの際に、医療機関の指示書、またはアレルギー検査報告書(コピーも可)を提出していただきます。

6、料金

(1) 登録料 … 2000円 ※二人目以降半額

(2) 利用料 … 全日(8:30～17:30) … 1600円

※0歳は … 2000円

半日 AM(8:30～13:00) 1000円 PM(13:00～17:30) 600円

※0歳は … 1200円 PM 800円

(3) 給食を利用する場合は、昼食代300円・おやつ代100円が別途必要。

(4) 利用料金の支払いは、お迎えの時に現金で支払う。

7、利用制限

次のいずれかに該当する場合は、看護・保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合があります。

- (1) お子さまの病状により、看護・保育が不適切だと医師が判断した時
- (2) 災害時に警報、地震注意報などが発令され看護・保育が困難な時
- (3) 感染の流行により他のこどもへの影響が考えられる時
- (4) 「本施設」の運営方法、医師の診察に同意しない時
- (5) 本規約に同意しない時

8、利用者(保護者)の義務

利用者(保護者)は、「本施設」を利用する間、【病後児保育室利用申請書】に記載した 緊急連絡先に常に連絡ができ、緊急時でも必ず保護者の意思が確認できるようにしていただきます。

9、賠償責任保険の加入

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	病(後)児保育実施施設賠償責任保険
保険金額	対人:1名2億円/1事故5億円 対物:1事故200万円

10、非常災害時の対策

避難消火訓練	月に1度避難訓練の実施
防災整備	消火器、非常用ラジオ、防災頭巾、避難用押し車 等
避難場所	(1次)羽田東公園
	(2次)滝尾小学校
	(津波・洪水の場合)滝尾小学校
避難時の児童の受け渡し方法	ホームページ及び SNS での情報発信 緊急時の引き渡し名簿

11、災害時における臨時休業

大分市の災害時における基準に基づき、次の場合には、臨時休業と致します。

- (1) 風水害や土砂災害等の場合

事象	開園前 (午前6時時点)	看護・保育中
警戒レベル3 (高齢者等避難)の発令	臨時休業	お迎えの要請 ※至急お迎えに来てください

(2)地震の場合

事象	開園前 (午前6時時点)	看護・保育中
市内で震度5強以上の地震が発生した時	臨時休業	お迎えの要請 ※至急お迎えに来てください

12、秘密保持

「本施設」に従事する職員は、本契約に基づく業務上知り得たお子さま・保護者及びそのご家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供は致しません。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いと致します。

13、規約の変更

本規約の変更は本施設が定め、その効力はすべての利用者に帰属します。

病後児保育室「みんと」の利用にあたり、令和7年5月1日作成の利用規約内容に同意し、下記に署名いたします。

令和 年 月 日

利用児童名 _____

※お子様が複数いらっしゃる場合は連名でご記入ください。

保護者名 _____ 続柄()

〒 - (TEL - -)

住 所 _____